

福祉拠点運營業務に係るプロポーザル審査委員会設置要綱

(目的)

第1条 福祉拠点運營業務（地域包括支援センター運營業務，認知症総合支援業務，生活支援コーディネーター（第2層）業務および自立相談支援機関業務をいう。）に係る公募型プロポーザル方式による事業者の選定を厳正かつ公平に行うため，福祉拠点運營業務に係るプロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は，次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 評価基準および審査方法に関すること。
- (2) 企画提案書等およびヒアリング等の審査ならびに評価に関すること。
- (3) 受託候補者の選定に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は，委員6人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は，次の各号に掲げる者のうちから，市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 専門的知識を有する者
- (3) 地域福祉の関係者
- (4) 函館市職員

2 委員の任期は，所掌事務に係る協議が終了したときまでとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は，委員の互選により1人を定める。

3 委員長は，委員会を代表し，会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは，委員長があらかじめ定めた者が，その職務を代理する。

(委員報酬)

第6条 会議および審査会等に出席した委員のうち，国または地方公共団体から給料またはこれに準ずる手当を受けている委員を除く外部委員については，日額5,000円の報酬を支給する。

(会議)

第7条 委員会の会議は，委員長が招集し，委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 委員長は，会議の議長となる。

3 会議の議事は出席した委員の合議により決し，合議により決することができないときは，議長の決するところによる。

4 会議は，原則として非公開とする。

5 会議は，書面にて開催することができる。

(中立の保持)

第8条 委員は、プロポーザルの提案者と利害関係がある場合は、議事に加わることをできない。

2 委員は、プロポーザルの提案者に対して、特定の利益または不利益を与える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、保健福祉部地域包括ケア推進課において処理し、会議の議事録を作成したうえで保管するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月12日から施行する。